



第27回JA全国大会 組合員説明資料(PR版)

創造的自己改革への挑戦

農業者の所得増大と地域の活性化に全力を尽くす



全国農業協同組合中央会

はじめに

JAグループは、平成24年10月の第26回JA全国大会において、「協同組合の力で農業と地域を豊かにする『次代へつなぐ協同』」を主題に、JAのめざす姿を「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」と定め、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に向け、「地域農業戦略」、「地域くらし戦略」、「経営基盤戦略」を策定・実践することを決議し、各JAが取り組みをすすめてきました。

また、平成26年11月には、政府からの「農協改革」の提起に対し、JAグループは、第26回JA全国大会決議をふまえて、将来めざすべき協同組合としてのJAのあり方、営農・経済事業の強化に向けた自己改革事項について検討をすすめ、全中理事会において、「JAグループの自己改革について」を決定しました。

第27回JA全国大会では、農業・地域社会・JAを取りまく情勢と課題や「農協改革」をふまえ、平成26年11月に決定した自己改革の3つの基本目標（「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」）の実現に向けた施策の具体化・見直しを行い、「創造的自己改革」に取り組むことを提起します。とりわけ、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」については最重点課題として、集中的に取り組むこととします。

「創造的自己改革」とは、組合員の願いを実現するため、各々のJAが多様な農業・地域の実態に応じて、自らの創意工夫に基づく積極的かつ多彩な事業と組織活動を展開し、地域の農業とくらしになくてはならない組織となることをめざす改革です。

JAグループは、「創造的自己改革」に取り組むことで、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に全力を尽くし、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての役割を発揮して、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現をめざします。

平成27年10月 全国農業協同組合中央会

目次

はじめに	1
第27回JA全国大会のポイント	2
わたしたち(農業・地域・JA)の情勢・課題	2
「農協改革」(改正農協法)の概要	3
第27回JA全国大会でJAグループがめざすもの	4
自己改革の考え方	5
「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦	6
「地域の活性化」への貢献	8
組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立	9
「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成	10
農協運動の結集軸として新たな中央会を構築	10



第27回JA全国大会のポイント

● 今大会は、「農協改革」の議論をふまえ、JAグループの自己改革がグループ内外から注目される中で、大会となります。

今大会で確認する実践方針のポイントは以下のとおりです。

1

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つを基本目標とします。

2

このうち、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を自己改革の最重点課題として、すべてのJAで取り組みます。

3

すべてのJAは、組合員との徹底的な話し合いを通じて、自己改革の取組施策を策定します。具体的な取組施策は、重点実施分野(P5参照)で提起した改革の方向に基づき、各JAの創意工夫で独自に策定します。

4

連合会・中央会は「県域担い手サポートセンター」をはじめ、事業横断的に体制を構築し、JAの実践を強力に支援するとともに、自己改革に取り組みます。

5

あわせて、組合員のアクティブ・メンバーシップの確立、「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成、農協法改正をふまえた新たな中央会の構築に取り組みます。

情勢認識・課題



わたしたち(農業・地域・JA)の情勢・課題

1. 世界的な食料需要の増大と国内への食料の安定供給

- 世界全体の人口は2050年(平成62年)に90億人超(2000年(平成12年)比1.5倍)に増加
- 世界全体の食料需要は2050年(平成62年)に約70億トン(2000年(平成12年)比1.6倍)に増加

2. 農業者の高齢化・世代交代による農業生産基盤の脆弱化

- 農業者は、平成7～17年の1年当たり3万人減から、平成22～25年は1年当たり8万人減
- 販売金額1,000万円以上の農業者(全体の8%)が全販売金額の6割のシェアを保有

3. 食生活・ライフスタイル・流通構造の変化

- 米の消費構造は、中食・外食用が4割超を占め、家計消費の購入先もインターネット等多様化
- 野菜の消費構造は、加工・業務用が5割超を占め、そのうち3割が外国産

4. 人口減少・超高齢社会

- 我が国の総人口は、平成72年には8,674万人になると推計

5. 組合員の世代交代と組合員構成の変化

- 農家率80%以上の集落は、昭和45年の50.9%から平成22年に5.4%に低下

6. 農業政策の見直し・国際化の進展

- 新たな食料・農業・農村基本計画の策定
- TPP交渉等国際化の進展
- 平成30年産米をめどに生産調整見直し

7. 東日本大震災からの復興

- 原発の風評被害は終息せず、営農再開は限定的

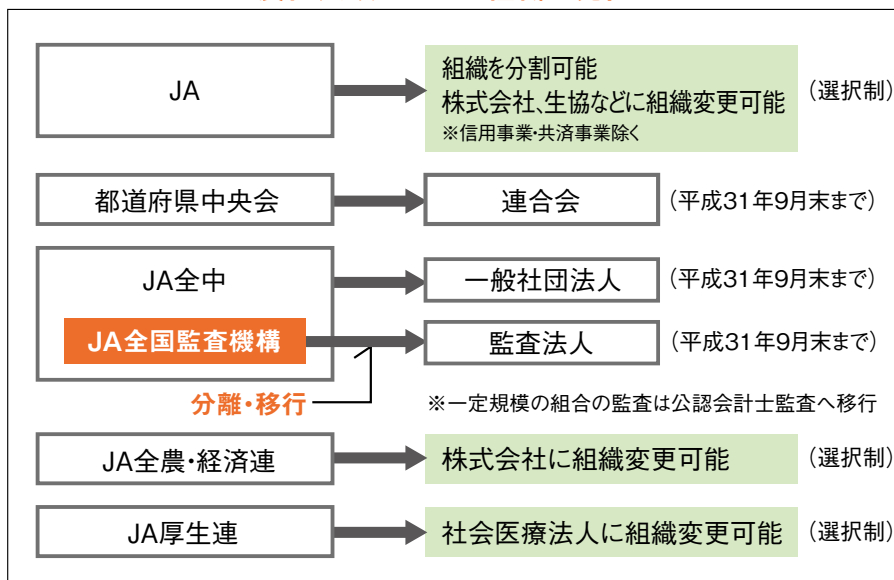


「農協改革」(改正農協法)の概要

改正農協法の概要

- JAが農業者の所得向上に向け、農産物の有利販売と生産資材の有利調達に最重点を置いて事業を運営するよう、組織の見直しを含めた自己改革を促すものです。
- 理事構成の例外措置などは、政省令により措置されます。

農協法改正による組織の見直し



農協法・事業の目的

組合員に最大奉仕／農業所得の増大に最大限配慮

- 「農協改革」が目指す農業・農村所得の増大に向けて、農協法第7条にJAや連合会の事業目的として、従来の「組合員及び会員のために最大の奉仕をすることを目的とする」に加えて、「農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」ことが明記されました。
- また、「営利を目的としてその事業を行ってはならない」との現行の条文は、農協は利益を上げてはならないという

た誤解を助長しかねないとの声がありました。

このため、販売事業などから高い収益を上げ、「事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない」とされました。

- 本規定が、准組合員の利用規制に繋がるとの懸念がありましたが、国会審議のなかで、明確にそのようなことはないと政府答弁がなされています。

理事構成

過半が認定農業者等に／例外・経過措置も

- JAの理事構成については、原則として過半数が「認定農業者または農産物販売・法人の経営などに関し実践的な能力を有する者」でなければならないとされました。
- 経営管理委員会制度を導入するJAは、経営管理委員の過半数が原則として認定農業者でなければならないとされました。

- ただし、JA管内の認定農業者が少ない場合などは、例外措置が省令で措置されます。

- 経過措置として、これらの理事の要件規定は、法律施行後3年(平成31年3月末まで)以降で、最初に開かれる通常総(代)会までは適用しないものとされました。

准組合員の利用規制

規制見送り／5年間調査の上、その在り方について結論

- 准組合員の利用規制の在り方について、法律施行日から5年間、正・准組合員の利用実態や農協改革の実行状況の調査を行った上で検討し、規制を導入するかどうかも含めて結論を出すことになりました。

- 准組合員の利用規制の検討や調査にあたっては、法第1条の目的(農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上)やJAが地域の重要なインフラとして果たしている役割、関係者の意向を十分ふまえることとされています。



第27回JA全国大会でJAグループがめざすもの

- JAは、組合員が出資・運営し、自らが必要とする事業の利用を目的とする協同組合です。農業者と地域住民が必要とする営農と生活を支える総合事業を展開しています。
- 地方の人口減少や超高齢社会、農業者の高齢化等による農業生産基盤の急速な脆弱化などの厳しい環境下で、農業振興、地域振興、農業・農村の多面的機能の発揮に重要な役割を発揮し続けるため、JAは、総合事業を営み、そこに住む者の力の全てを結集し、農業者・地域住民が一体となった協同活動に取り組みます。
- こうした取り組みで、「持続可能な農業の実現」「豊かでくらしやすい地域社会の実現」「協同組合としての役割発揮」をめざします。
- これらをふまえ、第27回JA全国大会実践期間中(平成28～30年度)は、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする自己改革を通じた「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立に取り組みます。

①持続可能な農業の実現

消費者の信頼にこたえ、安全で安心な国産農畜産物を持続的・安定的に供給できる地域農業を支え、農業者の所得増大を支える姿。

②豊かでくらしやすい地域社会の実現

総合事業を通じて地域の生活インフラ機能の一翼を担い、協同の力で豊かでくらしやすい地域社会の実現に貢献している姿。

③協同組合としての役割発揮

次世代とともに、「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、存立している姿。

JAグループ自己改革

最重点

農業者の所得増大
農業生産の拡大

地域の活性化

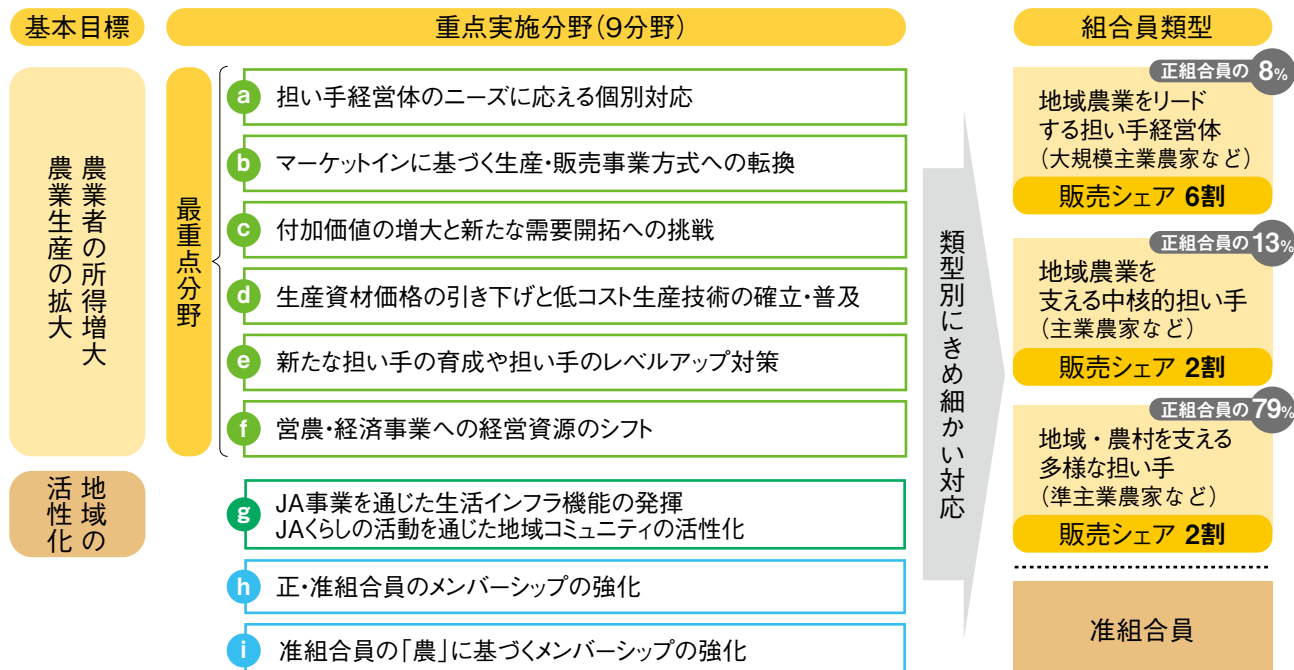
「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」の確立



自己改革の考え方

9つの重点実施分野(改革の方向性)に基づき、各JAが自己改革の取組施策を策定・実践します

- 自己改革の3つの基本目標につながる下表の9分野(a～i)を、本大会の「重点実施分野」とします。
- とくに、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に関連する6分野(a～f)を、最重点分野とし、全てのJAで取り組みをすすめます。



(注) 組合員類型の区分は、類型化対応の例示であり、各JAが実態にあわせて整理するものです。なお、本表では以下の基準で区分しています。

- 担い手経営体…販売金額1,000万円以上の経営体
- 中核的担い手…販売金額300万円以上の経営体
- 多様な担い手…販売金額300万円未満の経営体

(数値:農林水産省「2010年農林業センサス」農産物販売金額規模別経営体数より推計)

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現を組合員と徹底的に話し合い、課題と目標を共有します

最重点課題は「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」

- JAは、営農・経済事業を通じて、最重点課題である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に取り組めます。

組合員との話し合いに基づく自己改革の取組施策の策定

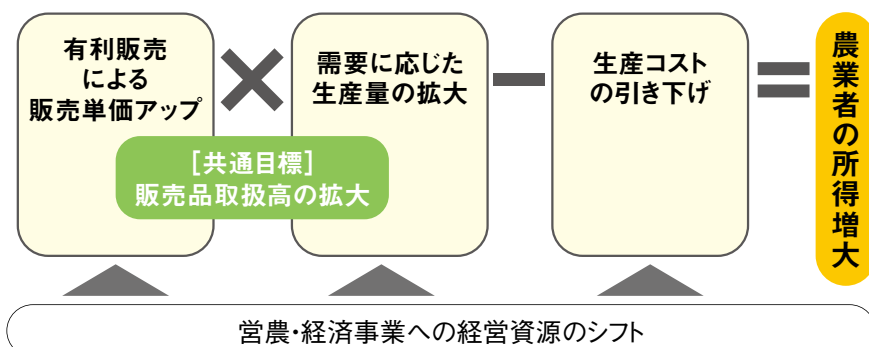
- JAは、農業者の所得増大や生産拡大をどのように実現するか、生産部会、支店懇談会等あらゆる機会を捉えて、徹底的に話し合い、自己改革を策定します。

JAグループ共通目標として掲げる「販売品取扱高の拡大」

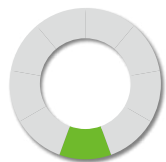
- 特に、厳しい環境のなかでも、「農業者の所得増大」に直結する「販売品取扱高の拡大」をどのようにしたら実現できるか、組合員とともに課題と目標を共有化し、実現のための施策を策定・実践します。

国および地方自治体と連携した農業政策の確立

- 国および地方自治体に対して、担い手育成や経営所得安定対策など、必要となる農業政策の確立を求めます。



(注) 共通目標として掲げる「販売品取扱高の拡大」は、有利販売による販売単価のアップと生産拡大を反映した「農畜産物等の販売収入」に加えて、政策活用や6次産業化等による利用・加工事業を含めたものとします。



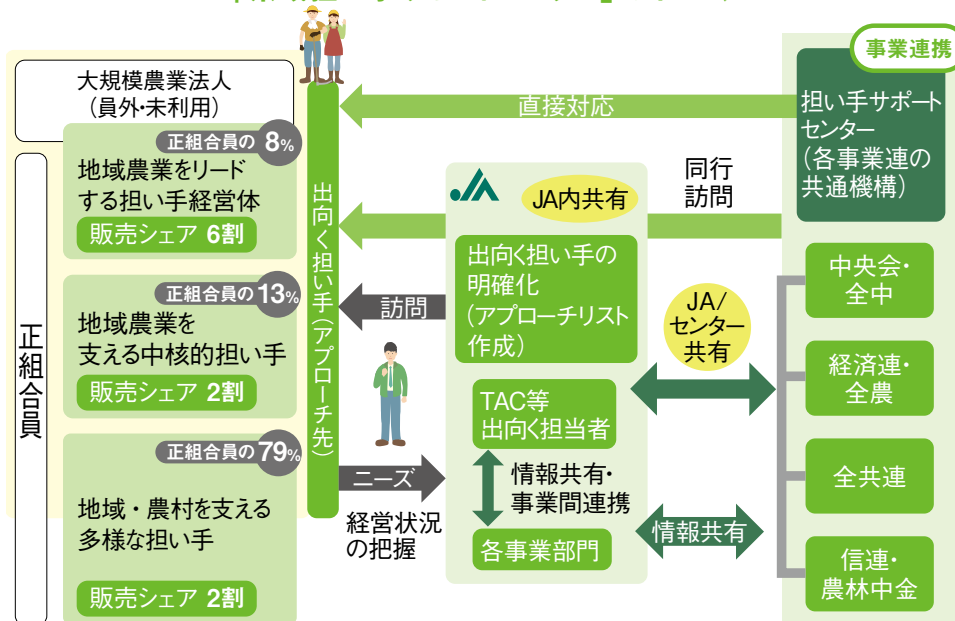
「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」への挑戦

総合力の強みを発揮した担い手経営体のニーズに応える個別対応を強化します

(a)

- 正組合員の2割の担い手経営体・中核的担い手で販売シェアの8割を占めていることをふまえ、地域農業を支える担い手に対して、JAグループとして対応を強化する必要があります。
- JAは、担い手専任担当者(TAC、担い手金融リーダー等)の配置・拡充により、出向く体制を整備・充実し、担い手経営体の経営発展を支え、組合員満足度の向上と事業利用の拡大に取り組みます。
- 連合会・中央会は、「県域担い手サポートセンター」を設置し、大規模担い手経営体を対象として、JAとの連携のもと、個別支援・事業提案を強化します。

「県域担い手サポートセンター」のイメージ

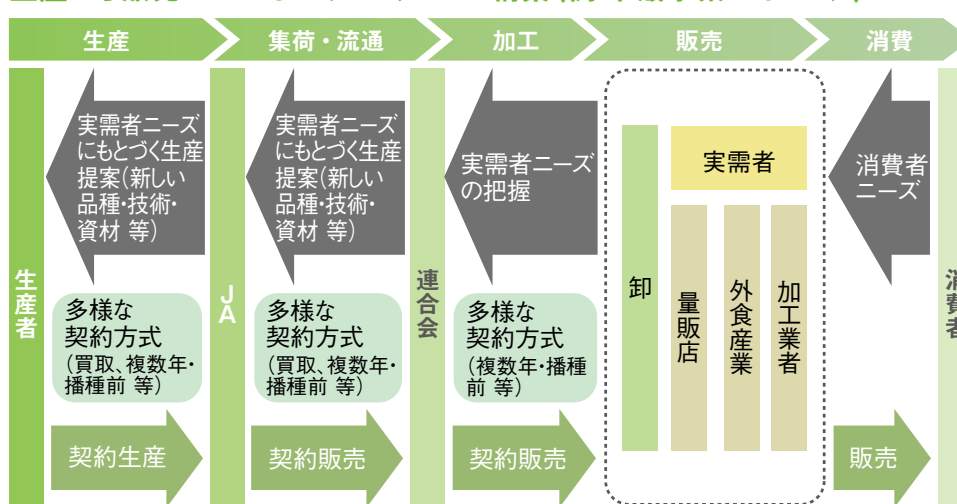


マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換をすすめます

(b)

- 消費者の消費形態の変化、米をはじめとする農産物の販売チャネル多角化や野菜の業務用・加工用需要の増大等の流通・販売環境の変化に対応するため、マーケットインに基づく生産・販売事業方式への転換をすすめます。
- 中食・外食・小売等の実需者ニーズに応じた生産と買取販売や事前契約等の多様な契約方式による販売の拡大、販路別の生産部会の再編・強化等により、担い手の手取りアップを実現します。

生産から販売にかかるバリューチェーン構築(例:米穀事業のイメージ)



付加価値の増大と新たな需要開拓へ積極的に挑戦します

(c)

- 人口減少による国内の食料消費の減少が予想されるなか、さらなる農業者の所得増大をはかるため、6次産業化や知的財産等の戦略的活用による付加価値の増大、輸出による新たな需要開拓へ積極的に挑戦します。

6次産業化の拡大

JA・連合会は、担い手やJAと経済団体・商工団体等との連携・会社設立等により6次産業化の拡大をはかります。

輸出の拡大

JA・連合会・中央会は、平成32年までに輸出額を24年度実績(JAグループ38億円)の10倍超を目指して取り組みます。

知的財産等の戦略的活用

JAは、地理的表示制度の活用や商標登録の設定等により高付加価値化と地域ブランド力の強化・保護に取り組みます。

生産資材価格の引き下げおよび低コスト生産技術の確立・普及に取り組みます

d

- JA・連合会は、他業態に負けない生産資材価格の実現、低コスト生産技術の提供などによりトータルでの生産コスト引き下げに取り組めます。

- ▶ 担い手のニーズに対応して取引条件に応じた弾力的な価格設定等に取り組めます。
- ▶ 競合するホームセンター等の商品価格・品質を定期的な調査で把握して、同等の商品でJAの取扱価格が高い場合は、弾力的に価格・手数料設定を見直します。
- ▶ 土壌診断に基づく無駄のない施肥や鉄コーティング水稻直播栽培等の省力技術の普及にも取り組めます。

生産資材購買における担い手への弾力的対応(事例)

① 価格の引き下げ

- 予約購買による価格メリット → 当用価格と比較して割安に提供
- 大口購入値引き → 肥料の大口購入について、購入量に応じて値引き
- 自己取り値引き → 大型規格肥料の購入について、自己取った数量に応じて値引き

② 後戻し奨励 → 価格算入へ

- JA・連合会の生産資材に関する後戻し奨励の価格算入を進め、競争力ある価格設定に見直し

③ 他業態への対応

- ホームセンター価格調査(毎月2回)により、同等の商品でJAの価格が高い場合の対応
1: 仕入先(主に連合会)と交渉して価格を見直し
2: JA手数料の引き下げにより価格を見直し

ホームセンター等に負けない生産資材価格と担い手へのメリット還元を実現

新たな担い手の育成や担い手のレベルアップを支援します

e

- 地域農業の基盤維持や生産拡大をはかるため、新規就農者や農業後継者等、将来の担い手を確保し、経営発展に向けた支援に取り組めます。
- JAは、労働力支援や農業経営管理支援を通じ、担い手の農業経営を支え、農業生産の拡大に取り組めます。

- さらに、多様な担い手が農業生産や6次産業化等に積極的に取り組めるよう営農相談機能を強化し担い手のレベルアップを支援します。
- また、担い手不在の地域では、JAが自ら農業生産に取り組み、地域農業の振興に補完的な役割を果たします。

新規就農者対策の強化

- 募集、相談、技術研修、就農、定着に至る一貫支援体制の強化

労働力支援・確保対策の強化

- 有料、無料職業紹介事業の展開
- JA出資型農業法人による農作業受託を推進

農業経営管理支援の強化

- 会計・税務、労務管理まで一貫した事務代行支援
- データに基づく経営コンサルティング

多様な担い手の育成

- JAファーマーズマーケットを核とした農業生産、加工・6次産業化支援
- 集落営農の組織化、法人化による特色ある取り組みを支援

JAによる農業生産の取り組み

- 担い手不在地域での農業生産・農地管理
- 新規就農者の育成・研修・雇用

民間企業や新規参入法人との連携強化

- 地域農業を支える担い手として位置づけ、総合事業を通じた事業の提供や出資等による連携

営農・経済事業への経営資源をシフトします

f

専門性を有する各部門の連携

- 高度・専門化する担い手のニーズに対応するため、JAは、専門性を有する各部門が連携することで、担い手の農業経営と向き合う営農・経済部門を強化します。

営農・経済部門の人材育成

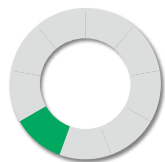
- JAは、営農指導員の人事ローテーションの見直しや、OJTを基本とした複線型人事制度の導入等を通じて、技術指導のみにとどまらない高度な知識水準や経験を有する人材育成に取り組めます。

企画・マネジメント機能の強化

- 営農・経済部門の企画・マネジメント機能の強化に適切な人材を営農・経済事業部門に優先的に配置します。

信用・共済事業の事務合理化・効率化

- 連合会は、信用・共済事業の事務合理化・効率化により、JAの事務負担軽減をはかり、JAによる営農・経済事業の体制強化を支援します。



「地域の活性化」への貢献

- JAは、行政や企業にはない総合事業と組合員・地域住民がくらしの中で様々な思いやニーズを実現するJAくらしの活動にかかる取り組みを積極的に展開するこ

とで、組織基盤を強化し、協同の輪を広げ、豊かでくらしやすい地域社会の実現をめざします。

総合事業を通じた生活インフラ機能を発揮します **g**

- JAグループは、全国多数の拠点を活用した総合事業（営農・経済、生活・購買、信用、共済、厚生、旅行、介護、直売・加工等）を通じて、農業者の営農とくらしを支

え、地域住民が必要とする生活サービスを提供すること、生活インフラの一翼として役割を発揮します。



支店を核とした多様な総合サービスの提供



買い物等が困難な地域を支える移動購買・金融店舗車



高齢者を支えるデイサービスセンター

JAくらしの活動を通じた地域コミュニティの活性化をすすめます **g**

- JAは、助けあい組織を中心に「JA健康寿命100歳プロジェクト」等を通じて高齢者福祉活動を展開し、市町村の地域支援事業へ積極的に関与します。
また、地域農業の理解促進および農業者への意欲喚

起の観点から、地域住民の幅広い世代を対象に食農教育や交流活動・地産地消等により、新たなJAの利用者や地域農業の応援団づくりをすすめ、地域コミュニティの活性化に取り組みます。



100歳プロジェクトの一環で取り組みが広がるウォーキング



安心してくらせる地域づくりに向けた認知症サポーターの育成



次世代を担う子どもたちに食と農の大切さを伝える食農教育

地方創生へ積極的に参画します

- JAグループは、政府の「地方創生」に積極的に参画し、行政や他団体と連携して総合事業と組織活動を

通じて、「持続可能な農業」と「豊かでくらしやすい地域社会」の実現に取り組みます。



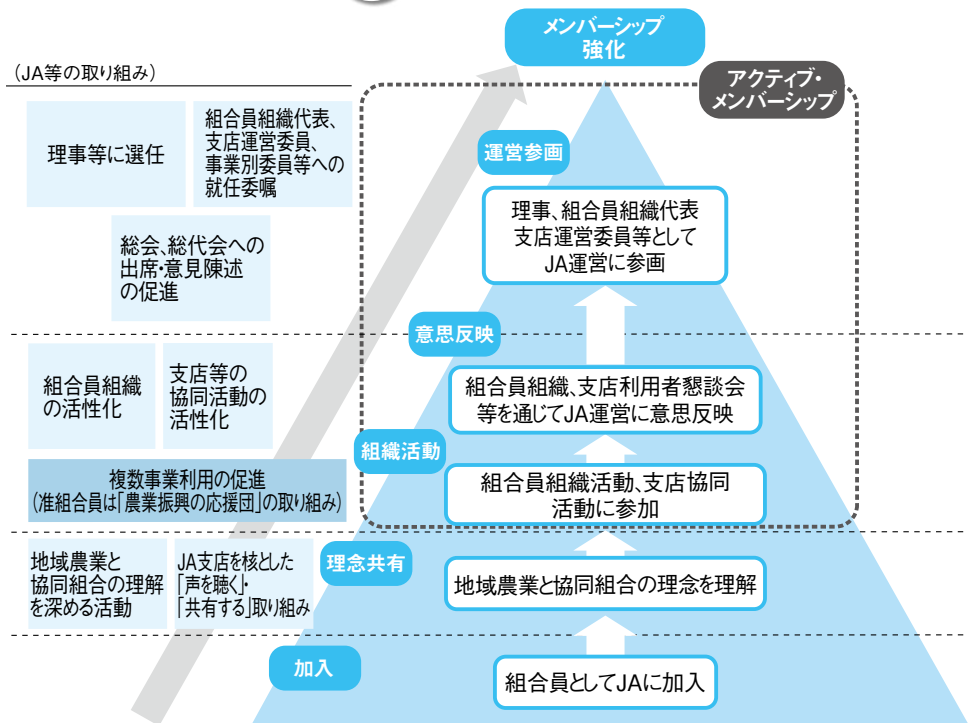
組合員の「アクティブ・メンバーシップ」の確立

正・准組合員のメンバーシップを強化します

h

- 組合員構成の変化・多様化にJAは十分な対応がはかれておらず、組合員の顧客化や「わがJA」意識の低下、意思反映や運営参画の機会に乏しい組合員の増加が課題となっています。
- このため、JAは、多様化した組合員のニーズを把握し、事業利用の拡大とあわせて、組合員の地域農業と協同組合への理解を深め、意思反映と運営参画をすすめます。

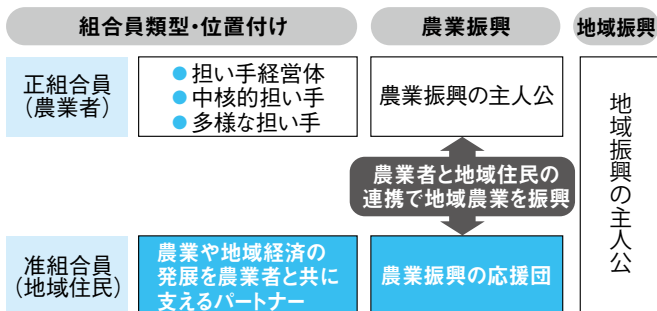
(*) アクティブ・メンバーシップとは？
組合員が積極的に組合の事業や活動に参加すること。
JAにおいては、組合員が地域農業と協同組合の理念を理解し、「わがJA」意識を持ち、積極的な事業利用と協同活動に参加すること。
事業利用や協同活動への参加は、個々の組合員のニーズや考え方により、多様な関わり方を前提としている。



准組合員の「農」に基づくメンバーシップを強化します

i

- 農業振興と地域振興の両面から農業者と地域住民の連携の重要性が高まっています。
- このため、JAグループは、准組合員を「農業や地域経済の発展を農業者と共に支えるパートナー」と位置付け、農業者の所得増大等の取り組みとあわせて、准組合員の「農業振興の応援団」の取り組みを拡充します。
- JA・連合会・中央会は、准組合員がJAの目的に賛同し、JAの事業と組織活動への積極的な参加を通じて地元農業を応援できるよう取り組み、「農業振興の応援団」の輪を拡大します。
- あわせて、准組合員の意思反映・運営参画をすすめ、准組合員の「農」に基づくメンバーシップを強化します。



JAファーマーズマーケットにおける地産地消の拡大



JAまつりによる准組合員・地域住民への食と農の理解促進

農協運動者としてのJA役職員づくりに取り組みます

- 組合員のメンバーシップ強化には役職員の役割発揮が不可欠のため、組合長をはじめとする役員は、農協運動の推進者である役職員の意識改革と行動改革に率先して取り組みます。
- また、JAは、必要に応じて「人材育成基本方針」の見直しをすすめ、JAの経営理念・経営戦略を実現する「自ら考え行動する」「協同組合理念を日常業務に活かし、組合員の参画につなげることのできる」人材育成に取り組みます。

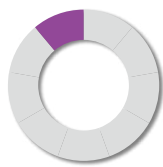
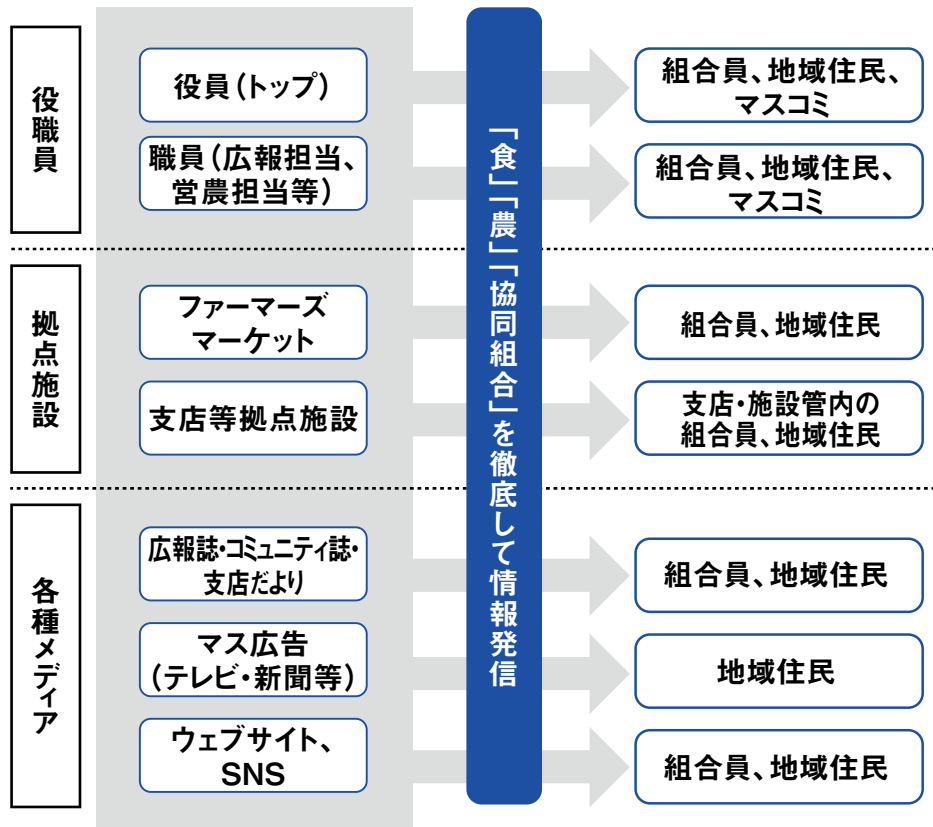


「食」「農」「協同組合」にかかる国民理解の醸成

「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」としての国民理解を醸成します

- 多様な広報手段を活用した「食」「農」「協同組合」の情報発信を強化します。
- JAの広報機能を明確化し、情報発信を強化します。
- 全国連において、一体的な広報推進体制を検討します。
- JAグループブランドイメージの確立に向けたキャッチフレーズを策定・活用します。

対象者別の広報誌



農協運動の結集軸として新たな中央会を構築

JAグループの総意をもって新たな中央会を構築します

農協法改正により、県中央会は連合会に、全国中央会は一般社団法人に組織形態を変更することとなりました。

昭和29年の設立以来、中央会はJAグループの総合力発揮に向け、JA・連合会を補完する役割の発揮に努めてきましたが、法改正をふまえ、地域・事業の枠を超えて連帯する農協運動の結集軸として新たな中央会を、JAグループの総意をもって構築します。

新たな中央会は、JAの自己改革を徹底して支援するとともに、農協運動の発展と農業・地域の振興に貢献するため、会

員との協議をふまえ、JA・連合会等とも連携し、営農・経済事業の改革支援、経営相談、監査(県中)、教育、くらしの活動支援、農政活動、広報活動、協同組合間連携などを行います。

また、会員の負担により運営される中央会は、常に効率的・合理的な体制を目指すとともに、総合性と専門性を兼ね備えた人材を確保・育成して、高度化するJAの課題に対応します。

なお、組織移行に関する具体的な事項については、平成31年9月末の期限をふまえ、今後、会員JA・連合会と十分に協議しながら、検討を進めます。

JA綱領—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

協同組合原則

1. 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

2. 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値観に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

3. 原則

- | | |
|---------------------|------------------|
| 〈第1原則〉 自主的で開かれた組合員制 | 〈第5原則〉 教育・研修、広報 |
| 〈第2原則〉 組合員による民主的な管理 | 〈第6原則〉 協同組合間の協同 |
| 〈第3原則〉 組合財政への参加 | 〈第7原則〉 地域社会への係わり |
| 〈第4原則〉 自主・自立 | |



〒100-6837 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL : 03-6665-6000

<http://www.zenchu-ja.or.jp/>